

- Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？**
 施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで強行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととして、又は自ら退任するまで強行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととして、旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点で、又は退任した時点で、委員長として失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。
- Q2 常勤の教育長が教育委員会協議の主筆者となりますが、レイマシコントロールの考え方は変わらぬのですか？**
 今回の改正においては、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないように配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマシコントロール」の考え方は変わっていません。
- Q3 新制度では、いじめによる自殺事案等にもどのように対応することになるのですか？**
 いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会協議の招集が可能になります。さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。
- Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？**
 総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることを期待されています。なお、会議において調整がつかない事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。
- Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？**
 総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみの権限に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、教科書の採択や個別の教職員の人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議の協働として取り上げるべきではありません。
- Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？**
 大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけられることができ、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。
- Q7 大綱は、予算や条例提案などの首長の権限に関わらない事項についても記載されるのですか？**
 大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について定めることが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が大綱に記載することも考えられます。なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会が調整がつかない事項については尊重義務が生じます。

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧下さい。
 法律詳細： http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/houan/kakutei/detail/1348975.htm

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(概要)

資料1



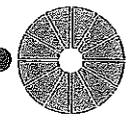
教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

POINT① 教育長
 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

POINT② 教育委員会
 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

POINT③ 総合教育会議
 すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

POINT④ 大綱
 教育に関する「大綱」を首長が策定



文部科学省

資料1

総合教育会議について（概要）

1. 趣旨

今回（H26.6.20 公布・H27.4.1 施行）の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「法」という。）」では、総合教育会議を設置することで、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとしている。

2. 設置《法第1条の4第1項》

地方公共団体の長は、総合教育会議を設ける。（協議・調整を行うため）

- 調整とは…地方公共団体の長権限に属する事務との調和を図ること
- 協議とは…自由な意見交換として幅広く行われるもの

3. 構成《法第1条の4第2項》

地方公共団体の長、教育委員会により構成

（※地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関には当たらない。）《地方自治法第202条の3第1項》

4. 招集《法第1条の4第3項》

地方公共団体の長が招集

（※教育委員会は招集を求めることができる）《法第1条の4第4項》

5. 協議、調整事項

（1）大綱の策定＜別紙＞《法第1条の4第1項》

（2）重点的に講ずべき施策《法第1条の4第1項第1号》

（教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るためのもの）

【具体例】

- ①予算編成・執行権限・条例提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
 - ・学校等の施設整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策
- ②地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項
 - ・幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育、保育の在り方やその連携
 - ・青少年健全育成と生徒指導の連携
 - ・居所不明の児童生徒への対応

(3) 緊急の場合に講ずべき措置 《法第1条の4第1項第2号》

(児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等)

【具体例】

- ・いじめ問題による自殺
- ・通学路での交通事故後の再発防止
- ・災害による校舎倒壊などの被害が発生し、防災部局と連携する場合

※協議題とするべきでない事項

特に政治的中立性の要請が高い事項

【具体例】

- ・教科書採択
- ・個別の教職員人事 など

(教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、調整の対象にはならないが、協議することは考えられる。)

6. 調整結果の尊重義務 《法第1条の4第8項》

構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(※調整のついていない事項については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長それぞれが判断するものである) 《法第21条及び法第22条》

7. 会議の公開と議事録の作成・公表

(1) 会議 《法第1条の4第6項》

会議は公開する(ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときを除く)。

(2) 議事録 《法第1条の4第7項》

会議終了後、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、公表するよう努めなければならない。

8. その他 《法第1条の4第5項》

協議の際に、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

大綱（教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱）について

1. 大綱とは

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの（詳細な施策の策定を求めているものではない）。

※教育振興基本計画その他の計画を定めている場合に、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はない。

2. 対象期間

4～5年程度

3. 主たる記載事項

- ・学校の耐震化
- ・学校の統廃合
- ・少人数教育の推進
- ・総合的な放課後対策
- ・幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育、保育の充実 など
（予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本方針）

年間開催スケジュール（案）について

1. 開催時期

開催時期	協議題の例
5～6月頃	※H27年度は7月頃に「設置要綱（仮称）の策定」など
10～11月頃	重点的に講ずべき施策の方向性の検討（新年度予算など） ※H27年度は「大綱策定に関する協議（大綱に盛り込むべき内容の検討 or 大綱策定）」も。
2～3月頃	
臨時	緊急の場合に講ずべき措置の検討

総合教育会議開催フロー（案）

事項		市長部局		教育部局
1 議題作成	事前協議	議題(案)作成	協議→	
		議題決定		
	【調整後に決裁必要な場合】			
	調整事項(案)決裁	調整事項(案)起案	合議→	
【教育委員会からの招集要求】				
議題作成	事前協議		←協議	議題(案)作成
				議題決定
	【調整が必要な事項】			
	調整事項(案)決裁		←合議	調整事項(案)起案
招集要求(願)	招集要求(願)		←合議	招集要求(願)起案
		(市長へ)	←提出	招集要求(願)
2 会議招集	会議招集	招集通知起案 (※議題起案も兼ねる)	合議→	
		招集通知	通知→	(教育委員へ)
3 会議	進行	「市長」 ※一部事務局		※職員同席（教育案件 説明・質疑対応）
	協議	「市長」	協議 調整	「教育委員」
4 議事録	事前協議(確認)	議事録(案)作成	確認→	
	作成	作成・起案	合議→	
	公表	公表		
【調整できた議案で決裁必要な場合】 ←調整をもって決裁としてよいか？				
調整事項決裁	(市長部局発意分)	起案	合議→	
	(教育部局発意分)		←合議	起案

要綱第 号

宇和島市総合教育会議運営要綱（案）を次のように定める。

平成27年 月 日

宇和島市長 石橋 寛久

宇和島市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有し、同じ方向性のもとに連携して効果的に教育行政を推進していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、宇和島市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置し、同条第9項の規定に基づき、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- （1） 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- （2） 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- （3） 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- （4） 前3号に掲げる事項に関する構成員の事務の調整

（構成員）

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（招集）

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所、協議・調整を行う事項等を教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

3 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(会議)

第5条 総合教育会議の議長は、市長をもって充てる。

2 総合教育会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第6条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第8条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公表とすることができる。

(事務局)

第9条 総合教育会議の事務局を、総務課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

要綱第 号

宇和島市総合教育会議傍聴要綱（案）を次のように定める。

平成27年 月 日

宇和島市長 石橋 寛久

宇和島市総合教育会議傍聴要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、宇和島市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他必要事項を受付簿に記入し、係員の指示に従い静粛に傍聴席に着かなければならない。

（傍聴の制限）

第3条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

（記者席）

第4条 報道関係者の傍聴については、必要に応じ記者席を設けるものとする。

（傍聴の禁止）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴をすることができない。

- （1）酒気を帯びていると認められる者
- （2）会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- （3）前2号に掲げるもののほか、総合教育会議において傍聴を不相当と認める者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）私語、談話又は拍手等をする事。
- （2）議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- （3）飲食をすること。
- （4）みだりに傍聴席を離れること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

3 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、総合教育会議の許可を得た者については、この限りでない。

4 傍聴人は、総合教育会議の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、総合教育会議が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(適宜の措置)

第8条 前条に規定するもののほか、総合教育会議は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し適宜の措置をとることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

第一次宇和島市総合計画

宇和島新時代への道

自立・共生・協働のまち

“人と交わり、緑と話し、海と語らう きらめき空間都市”の実現を目指して

後期基本計画

平成25年3月

宇 和 島 市

第5章 新時代を拓き生き抜く人材を育成するうわじま

5-1 学校教育の充実

■施策の方針

新時代の本市を担う人材の育成に向け、生きる力（確かな学力、豊かな人間性、健康・体力）を育む教育活動の推進、学校施設の耐震化をはじめ、総合的な学校教育環境の向上に努めます。

■現状と課題

少子化や核家族化の進行をはじめ社会・経済情勢が大きく変化する中、児童・生徒の学力の低下、規範意識の低下、不登校、非行、健康・体力面の課題など児童・生徒の課題とともに、教員の資質向上や教育ニーズの多様化に的確に対応できる学校運営など、教育課題は極めて複雑・多様化しています。このような中、国では学習指導要領を9年ぶりに改訂し、脱ゆとり教育、基礎的な知識や技能の習得と思考力、判断力、表現力の育成を強調した「生きる力」を育む教育を一層推進することとしています。

本市には、市立の幼稚園が8園あるほか、小学校が32校、中学校が7校あります。

本市では、社会変化に即した教育内容の充実や学校施設の整備をはじめ、教育環境の整備を積極的に進めてきましたが、少子化や人口減少に伴い園児・児童・生徒が年々減少し、学校の統廃合をはじめ、南海・東南海地震に備えた学校施設の耐震化や津波への対応策の推進、人間形成の基礎を培う幼児教育の充実、これからの変化の激しい社会の中で生き抜いていくための教育内容の一層の充実、いじめや不登校などへの対応、給食体制の充実、安全性の確保などが課題となっています。

このため、今後は、学校施設のさらなる整備や学校統廃合の検討・推進を図り、子どもたちが安全に安心して伸び伸びと活動できる環境づく

りに努めるとともに、幼児教育機能の充実や生きる力の育成を重視した特色ある教育活動の推進、心の問題への対応、学校給食センターの整備、さらには家庭、地域、学校が一体となった安全対策の推進など、総合的な取り組みを進めていく必要があります。

■施策の内容

5-1-1 幼稚園教育の充実

園児数が減少する中、生きる力の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、地域との交流活動の推進、小学校との連携強化による指導体制の充実、自主性を育む生活習慣づくりなどの取り組みを強化していくとともに、幼稚園と保育所の統合・一体化について検討していきます。

主要事業	教育活動・教育環境整備事業
------	---------------

5-1-2 生きる力を育む教育活動の推進

- ① 確かな学力の育成に向け、指導体制の充実及び小中学校の連携強化を図るとともに、児童・生徒の能力に応じた指導の推進、表現力を高めるための授業、より体験的な学習や問題解決的な学習を重視した授業への改善・工夫を図ります。
- ② 本市の自然や歴史、産業、人材など地域の教育力を活用した特色ある教育・特色ある学校づくりの推進、外国語教育、情報教育、環境教育、キャリア教育（職業に関する知識や技能、進路を選択する能力を育てる教育）など社会変化に対応した教育の充実を図ります。
- ③ 豊かな人間性の育成に向け、互いの人権を尊重し助け合い、思いやる心を育む道徳教育や人権教育、福祉教育、高齢者や障がい者との交流事業の充実を図ります。
- ④ 健康・体力の育成に向け、体育、健康教育の充実、部活動の充実を図るとともに、関連部門が一体となって食育を推進します。
- ⑤ 関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

- ⑥ 地域との交流や施設の開放、学校を支援するボランティア活動の促進、地域住民による学校評価の実施など、家庭や地域と一体となった開かれた学校づくり、信頼される学校づくりを進めます。

主要事業	特色ある学校づくり推進事業
	生きる力を育む教育推進事業
	特別支援教育推進事業

5-1-3 学校施設の整備と統廃合の検討・推進

- ① 耐震化をはじめ、老朽化への対応や安全管理の充実等に向け、城東中学校・戸島小学校の改築や統合寄宿舎の建設をはじめ、学校施設の整備を計画的に推進します。
- ② 情報教育のためのパソコンの更新など、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。
- ③ 園児・児童・生徒数の減少を考慮し、教育環境の充実を図るため、地域住民の意見を尊重しながら、学校施設の統廃合及び学区の再編を検討・推進します。

主要事業	学校施設耐震化事業
	学校統廃合検討事業

5-1-4 心の問題への対応

いじめや不登校、非行等の問題行動を生まない学校づくりのための生徒指導の充実、相談員の配置等による相談体制の充実を図り、心の問題へのきめ細かな対応に努めます。

主要事業	生徒指導推進事業
	健全育成推進事業

5-1-5 学校給食の充実

新たな学校給食センターの整備をはじめ、全市的な給食体制の充実を図り、安全・安心でおいしい給食の提供と地産地消、食育の視点に立った取り組みを進めます。

主要事業	給食施設整備事業
	給食運営事業

5-1-6 教職員の資質・能力の向上

教職員の研修や研究活動の充実を促進し、教育専門職としての自覚と使命感の高揚、指導力の向上に努めます。

主要事業	教職員の指導力向上事業
------	-------------

5-1-7 総合的な安全対策の推進 [重点プログラム⑤]

- ① 見守り活動の充実促進をはじめ、安全な通学路の整備やスクールバスの運行など環境整備等を行い、児童・生徒の登下校時の安全対策の一層の強化を進めるとともに、地震・津波対策として、地域住民と協力しながら、避難経路の確保・確認・周知をさらに徹底し、子どもの危機回避能力を高めていきます。
- ② 保護者や地域住民と一体となって、防災・防犯に関する体験的学習や防災・防犯訓練を実施し、子どもの防災・防犯意識を高めていきます。

主要事業	健康安全教育推進事業
------	------------

5-1-8 高等学校・高等教育機関との連携

市一体となって地域活性化とそのための人材育成を進めるため、市内の高等学校・高等教育機関との連携を強化し、教育内容の充実や地域との交流を促進していくほか、大学など新たな高等教育機関の誘致に向けた取り組みを推進します。

主要事業	産・学・官連携推進事業
------	-------------

■成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
学校施設（校舎）の耐震化率	%	50.5	100.0
学校施設（体育館）の耐震化率	%	66.7	100.0
不登校児童・生徒数	人	49	0
いじめの発生件数	件	28	0
食材の地元調達率（地産地消）	%	32.7	35.0
統合した学校数	校	0	6
スクールバス利用校数	校	1	2
児童・生徒数（南中除く）	人	6,199	5,543
市の幼稚園・小中学校などの学校教育環境に満足している市民の割合（※）	%	22.3	50.0

注）（※）の市民の割合（実績）は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

5-2 生涯学習の充実

■施策の方針

いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができ、その成果が本市のまちづくりに生かせる生涯学習社会の確立に向け、推進体制の整備のもと、総合的な学習環境の整備を図ります。

■現状と課題

近年、情報化の進展や産業構造の変革など社会環境が急速に変化する中、人々は新たな知識・技能の習得を求められています。また、生活水準の向上や平均寿命の伸長、自由時間の増大等を背景に、個々の必要性に応じた、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる生涯学習社会の確立が求められています。

国では、各個人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するという「知の循環型社会」の構築の重要性を示しています。

本市では、生涯学習センターや公民館をはじめとする生涯学習関連施設を中心に多様な学級・講座や各種事業を開催し、市民に学習の場を提供してきました。

しかし、関連施設・設備の老朽化が著しく、これへの対応が必要になっているほか、ますます高度化・多様化・専門化する学習ニーズに効果的に応えられるよう、生涯学習センターと公民館の学習事業等が一体となった総合的な体制整備が課題となっています。また、自立・共生・協働のまちづくりに向け、行政主導型から市民主導型の学習活動への移行が求められています。

このため、平成23年度に策定した生涯学習推進計画に基づき、生涯学習推進体制の充実をはじめ、関連施設の整備充実・有効活用、新たな拠点施設の整備、生涯学習社会を支える人づくりに努めるとともに、市民の学習ニーズを把握しながら、特色ある学習プログラムの体系的な整備と提供等を行い、市民主体の学習活動を促進していく必要があります。

また、市民主導型の学習活動や地域の自立を促進するため、公民館主事を地域から採用した嘱託職員とし、これまで以上に地域との一体感を高め、地域の活力を増進させることが必要です。

■ 施策の内容

5-2-1 生涯学習推進体制の充実

- ① 本市らしい特色ある生涯学習社会の確立に向け、生涯学習推進計画に基づき、さまざまな分野で行われている学習関連事業を統合・体系化した特色ある学習プログラムの整備を行います。
- ② 目まぐるしく変化する社会環境に対応した学習活動を促進するため、生涯学習推進計画の見直しを適宜行います。

主要事業	生涯学習推進計画策定事業
------	--------------

5-2-2 生涯学習関連施設の整備充実・機能強化

- ① 老朽化が著しい施設は新築あるいは改築するなど、既存の生涯学習関連施設の整備充実を計画的に進めていくとともに、学校等の教育施設との連携強化のもと、より効果的な学習環境の整備を進め、有効活用に努めます。
- ② 生涯学習センターについては、本市のあらゆる学習活動の拠点、情報収集・発信基地として位置づけ、学習ニーズの把握や学習情報の提供をはじめとする拠点機能の強化に努めます。
- ③ 図書館（室）については、学校図書室を含めた市内図書館（室）のネットワーク化や図書の充実など、読書の振興に向けた機能の強化を図ります。
- ④ ますます高度化・多様化・専門化する学習ニーズに効果的に応えられるよう、本市の新たな生涯学習拠点施設の整備について検討し、その実現化に向けた取り組みを進めます。

主要事業	生涯学習施設整備事業
	生涯学習振興事業

5-2-3 生涯学習社会を支える人づくり

市民主体の学習活動の活発化を促進するため、社会教育団体の育成に努めるとともに、指導者の発掘・育成、派遣・登録体制の整備を図り、生涯学習社会を支える人づくりを進めます。

主要事業	生涯学習指導者養成事業
	生涯学習指導者登録・派遣推進事業

5-2-4 特色ある生涯学習事業の展開

- ① 生涯学習センターにおいては、まちづくりと結びついた全市的な事業の実施に努めます。
- ② 地域の学習拠点である公民館においては、学習ニーズに応じた各分野の講座を開設し、市民の学習活動への積極的な参加を促進するとともに、地域コミュニティの再構築に向け、家庭・学校・地域の連携を図りながら、世代間交流の促進や地域の学習資源を生かした特色ある事業の展開に努めます。
- ③ 公民館主事の嘱託化により、教育行政の担うべき主催事業（学級・講座）と、地域の関係団体等との連携・協力により行う事業（共催事業）、市民主導により実施すべき地域行事等を区分し、多様化する学習ニーズへの対応と地域コミュニティの拠点施設としての公民館機能の充実を図ります。また、教育指導職員が担当の公民館を定期的に訪問し、公民館活動への指導・助言を行うとともに、各種研修事業を開催し、公民館主事の資質向上に努めます。

主要事業	生涯学習振興事業
------	----------

■ 成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
公民館利用者数	人	313,907	350,000
生涯学習関連の主催・共催事業数	事業	579	600
生涯学習関連の主催・共催事業への参加者数	人	80,312	90,000
生涯学習関連の学級・講座開設数	学級・ 講座	146	200
生涯学習関連の学級・講座参加者数	人	9,212	12,000
市の生涯学習活動に関する取り組みに満足している市民の割合(※)	%	12.6	15.0
日頃、生涯学習活動をしている市民の割合(※)	%	12.7	20.0

注) (※)の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

5-3 スポーツの振興

■施策の方針

市民一人ひとりがスポーツを健康の糧として生活に取り入れられるよう、えひめ国民体育大会開催を見据えながら、生涯スポーツの環境整備を進めます。

■現状と課題

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、個々の心身の健全な育成に必要不可欠なものであり、一人ひとりが趣味や健康の糧として生活に取り入れられるような環境づくりが必要です。近年では、自由時間の増大によるライフスタイルの変化や少子高齢化に伴い、人々のスポーツニーズは多様化する傾向にあり、個人の年齢や体力・目的に応じたスポーツを、いつでも、どこでも、いつまでも、継続できる環境づくりが求められています。

国では、平成23年度に、これまでのスポーツ振興法を改正して新たなスポーツ基本法を制定し、スポーツ立国の実現に向け、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

本市では、四国西南地域陸上競技大会や南予マラソン大会、健康マラソン大会、駅伝競走大会をはじめとするさまざまなスポーツ大会や教室を開催しているほか、スポーツ施設104施設の管理運営に努めています。また、39種目・約6,000人で構成される体育協会や30人のスポーツ推進委員、24団体からなるスポーツ少年団（平成24年度実績）がスポーツ振興のための主体的・自主的な活動を活発に展開しています。

スポーツ施設は、長年にわたり整備を進め、さまざまな種目に対応でき、スポーツの拠点としての役割を担う施設が整いました。今後は、利用者が安全・安心・快適にスポーツを楽しむことができるよう、老朽化した施設の整備や管理運営体制の充実を進めるとともに、施設の利便性を高め、利用者のニーズに応えられる施設づくりを行うことが必要です。また、これらの施設を最大限に生かし、質の高いスポーツ活動を振興するためにも、各種スポーツ団体や市民だれもがいつでも参加できる総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ組織の育成、市民のスポーツ活動をサポートする環境づくりを進め、スポーツ人口の拡大につなげていくことが必要です。

平成29年のえひめ国体では、卓球（全種別）・レスリング（全種別）・サッカー（女子）・高校野球（軟式）・バスケットボール（少年男子）の5種目を誘致しています。今後は、県及び関係団体と連携のもと、さまざまな事業等を通して市民の意識の高揚を図り、地域のスポーツ活動のさらなる活性化に取り組む必要があります。また、施設整備や競技用具の整備、種目の競技力向上、指導者・審判・ボランティアの養成や準備委員会等の設立などの体制づくりに取り組んでいく必要があります。

■ 施策の内容

5-3-1 スポーツ施設の整備と利用促進

利用者が安全・安心・快適にスポーツを行えるよう、老朽化の状況や利用者のニーズ及び利便性を考慮しながら、各種スポーツ施設の整備充実を計画的に推進するとともに、管理運営体制の充実を図り、市民の利用を促進します。

主要事業	体育施設管理運営事業
------	------------

5-3-2 スポーツ団体の育成

- ① スポーツ振興の中核を担う体育協会やスポーツ推進委員、スポーツ少年団などのスポーツ組織の育成に努めます。
- ② 市民だれもがいつでも個人の技能レベルに応じて参加できるスポーツクラブとして、総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。

主要事業	スポーツ団体育成支援補助事業
	スポーツ団体連携・育成等支援事業
	総合型地域スポーツクラブ普及支援事業

5-3-3 スポーツ活動をサポートする環境づくり

- ① 多様化するスポーツニーズに対応できるよう、全国体育協会公認スポーツ指導者やスポーツ推進委員などの指導者の育成・養成、協力体制の整備に努めます。
- ② 各種競技スポーツの普及・育成やだれもが気軽に参加できるニュースポーツ、地域の特色を生かしたスポーツの振興に向け、体育協会やスポーツ推進委員等と連携し、各種スポーツ大会、スポーツ教室等の充実を図り、市民の参加促進に努めます。

主要事業	各種スポーツ事業
	スポーツ推進委員会事業
	レクリエーション・ニュースポーツ体験活動事業
	競技力向上振興事業
	指導者育成事業

5-3-4 えひめ国民体育大会開催へ向けた取り組み

- ① 開催される競技の誘致及び地域スポーツ活動の活性化に連動する競技力・指導力の向上に努めます。
- ② 国体開催に向けた組織（準備委員会等）編成を行い、競技会運営に必要な準備及び計画・調査（輸送交通・広報・ボランティア養成・競技用具整備・競技会場整備・宿泊・大会経費・先催県視察・医事衛生・式典・歓迎装飾・各種役員編成・企業協賛・警備消防等）を進めていきます。

主要事業	国民体育大会リハーサル大会
	国民体育大会デモンストレーションスポーツ
	国民体育大会本大会
	全国障害者スポーツ大会

■成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
市営スポーツ施設の利用者数	人	620,000	630,000
市体育協会加盟団体数	団体	40	45
市体育協会登録者数	人	6,000	9,000
市スポーツ少年団登録単位団数	団	26	30
全国体育協会公認スポーツ指導者登録者数	人	92	130
主な全国大会の市民選手・監督出場者数(国体含む)	人	106	170
国民体育大会の市民選手・監督出場者数	人	37	70
市主催スポーツ大会・教室等の参加者数	人	13,600	14,000
市のスポーツ振興に関する取り組みに満足している市民の割合(※)	%	16.8	20.0
定期的(週1回以上)にスポーツ活動をしている市民の割合(※)	%	23.1	28.0

注) (※)の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

5-4 文化芸術の振興と文化財の保存・整備・活用

■施策の方針

より多くの市民が文化芸術に身近にふれ、個性豊かで創造的な市民活動を行えるよう、市民主体の文化芸術活動を促進する環境整備を進めながら、歴史文化の薫り高いまちづくりを一層進めるため、貴重な文化財の保存・活用を図ります。

■現状と課題

文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、コミュニケーションを活発化し、生きる勇気と喜びをもたらすものであり、人々の生活に欠かせない重要な要素です。

本市においても、市民が文化芸術にふれ、個性を発揮し創作活動に関わることによって、個人が元気になるだけでなく、他者への発信や協働を通じて多くの人々を元気にする力を生み出すため、文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境づくりに努めています。

また、文化協会をはじめとする文化芸術団体が自主的な活動を展開していますが、参加者の高齢化や後継者不足、子どもが文化芸術を鑑賞する機会の不足といった状況もみられ、今後一層、支援体制の充実を図り、青少年から高齢者の世代まで、より多くの市民が身近にかつ気軽に活動に参加できる環境の整備を進めていく必要があります。

一方、人々の価値観の多様化に伴い、物質的な豊かさよりも精神的な豊かさが求められ、地域の伝統文化が見直される傾向にあります。

本市は、西国の伊達領として栄えた歴史を持つ歴史ロマンのまちであり、国の重要文化財に指定されている宇和島城天守をはじめ、有形・無形の文化財が数多く存在し、国・県・市の指定文化財が合計で164件にのぼるほか、中世の城郭跡を中心に埋蔵文化財の包蔵地が市内全域にわたって228か所点在しています。

現在まで、これら文化財の保存・活用や埋蔵文化財の発掘調査を進めてきましたが、生活様式の変化や市街化の進行、市民の価値観の変化、後継者不足などにより、文化財は消失の危機にさらされています。

貴重な文化財を後世に残していくためには、積極的な保存の取り組みが必要であり、今後は、宇和島城をはじめ、遊子水荷浦の段畑や岩松の町並みなどの保存整備を進めるとともに、埋蔵文化財の発掘調査を進めていく必要があります。

また、本市には伊達博物館、宇和島城天守・城山郷土館、歴史資料館、吉田ふれあい国安の郷など、歴史文化にふれあえる施設があります。

これらの施設は、市民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、歴史文化や風土を内外に発信するものとして重要な役割を担っていることから、今後とも情報発信や内容充実等を進め、有効活用を図っていく必要があります。

■ 施策の内容

5-4-1 文化芸術にふれる機会の充実

文化講演会やミュージカルをはじめ、魅力ある文化事業を企画・開催し、多様な文化芸術を鑑賞する機会の充実に努めるほか、文化芸術に関する情報提供や他地域との文化交流の機会の提供に努めます。

主要事業	文化芸術振興事業
------	----------

5-4-2 文化芸術団体の育成

文化協会をはじめ各種文化芸術団体の育成、指導者・後継者の育成・確保を図るとともに、市民による文化祭や自主的な展示会、発表会の開催を支援し、活動成果を発表する機会の充実に努めます。

主要事業	文化芸術団体育成事業
------	------------

5-4-3 文化施設の整備充実

既存の文化施設の整備充実及び老朽化対策を計画的に推進するとともに、高度化・多様化する市民ニーズに対応し、総合博物館などの新たな文化施設の整備について検討します。

主要事業	文化施設整備・管理事業
------	-------------

5-4-4 文化財の保存・整備・活用〔重点プログラム⑦〕

- ① 宇和島城については、石垣の修復や天守の改修など、保存整備を引き続き計画的に推進します。また、関連部局相互の連携のもと、景観形成等と一体となった遊子水荷浦の段畑の保存・管理・活用、津島地区岩松の伝統的な町並みの保存整備を推進します。
- ② その他指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、埋蔵文化財についても市民の理解と協力を得ながら調査及び保存・活用を進めます。
- ③ 無形文化財や伝統行事、祭りなどについても、保存団体や後継者の育成・支援等を通じて積極的にその保存・伝承に努めます。
- ④ 郷土の文化財に関する説明会や講座・教室の開催、啓発活動の推進等により、市民の歴史文化に対する理解と文化財愛護意識の高揚に努めます。

主要事業	文化財保護事業
------	---------

5-4-5 歴史文化施設の活用

伊達博物館や宇和島城天守等の歴史文化施設について、内外への情報発信を積極的に行うとともに、展示資料の充実や魅力ある事業の展開を図り、利用の拡大に努めます。

主要事業	歴史文化施設管理運営事業
------	--------------

■ 成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
文化団体登録人数	人	3,559	3,700
市民文化祭参加者数	人	12,299	13,000
現地説明会、歴史講座への参加者数	人	664	700
宇和島城・歴史資料館・伊達博物館・ 国安の郷の入館者数	人	54,125	56,000
市の芸術・文化振興に関する取り組み に満足している市民の割合(※)	%	18.0	20.0
日頃、芸術・文化活動に参加している 市民の割合(※)	%	12.8	13.0

注) (※)の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

5-5 青少年の健全育成

■施策の方針

青少年が新時代の本市の担い手として心身ともに健全に育成されるよう、全市的な体制整備のもと、各種の健全育成活動を積極的に推進します。

■現状と課題

社会・経済情勢が急速に変化する中、全国的に青少年をめぐるさまざまな問題が表面化しており、特にいじめや不登校の増加、非行の低年齢化・凶悪化、ささいなことで激高する子どもや引きこもりの増加などが大きな社会問題となっています。

本市では、公民館、愛護会、PTA、青少年育成団体などを中心に、子ども会、青年団などの地域における自主的な活動の支援に取り組んでいるほか、少年センターが中心となり、補導活動をはじめ、非行の防止や環境浄化に向けた活動を行っています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化、高度情報化が一層進み、青少年を取り巻く環境はさらに大きく変化していくことが予想されることから、青少年がさまざまな体験活動や交流活動等を通じて豊かな人間性を育み、本市の担い手として健全に成長するよう、全市的な健全育成体制の整備のもと、一層積極的な取り組みを進めていく必要があります。

■施策の内容

5-5-1 青少年健全育成体制の整備

各種の健全育成活動を総合的かつ効果的に推進するため、少年センターや青少年育成協議会をはじめとする関係機関・団体、家庭、地域、学校、行政等で市民会議を組織し、全市的な健全育成体制の整備を図ります。

主要事業	青少年健全育成振興事業
------	-------------

5-5-2 少年センター事業の充実

補導活動「愛の一声」運動を全市的な活動に広げるとともに、非行の防止や有害環境の浄化に向けた活動を推進します。

主要事業	「愛の一声」運動推進事業
------	--------------

5-5-3 家庭・地域の教育力の向上[重点プログラム⑤]

新時代を拓き生き抜く青少年を育成するため、引き続き生活の核となる家庭に目を向け、関連部局相互の連携のもと、子どもの成長過程に応じた家庭教育に関する講座・教室の開催や子育てサークル等の自主グループの育成・支援を図るとともに、放課後や土曜日などの居場所づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

主要事業	家庭教育総合支援事業
------	------------

5-5-4 豊かな人間性を育む地域活動の促進 [重点プログラム⑤]

青少年の豊かな人間性を育むため、関係団体等との連携のもと、地域資源や地域の人材を活用し、体験活動や世代間交流活動、ボランティア活動等の地域活動を促進します。

主要事業	青少年活動振興事業
------	-----------

5-5-5 青少年団体の育成

地域ぐるみで青少年の健全育成を進めるため、引き続き愛護会などの青少年関係団体の活動を支援します。

主要事業	青少年団体育成事業
------	-----------

■成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
補導員数	人	152	180
家庭教育講座開設数	講座	36	60
家庭教育講座参加者数	人	2,530	3,000
青少年が参加した地域活動の事業数	事業	62	80
地域活動への青少年の参加者数	人	17,219	20,000
市の青少年の健全育成に関する取り組みに満足している市民の割合(※)	%	8.7	10.0

注) (※) の市民の割合(実績)は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

5-6 国際化・地域間交流の推進

■施策の方針

国際化の進展、交流の時代に対応した人づくり、地域づくりに向け、人材の育成や多様な交流活動の展開、開かれたまちづくりに努めます。

■現状と課題

情報化や交通手段の発達等を背景に、世界各国間・地域間の距離は急速に縮まり、人・物・情報の交流がますます活発化しています。自治体においても、こうした交流の時代に対応した人づくり、地域づくりが求められています。

愛媛県では、アジア・太平洋地域との交流の展開をはじめ、相互理解と共生の精神に基づく、世界に開かれ、世界と共に生きる愛媛の創造に向けた取り組みが進められています。

本市では、学校教育において、ALT（外国語指導助手）の活用による外国語教育の充実や小中学生の海外派遣研修の推進等を通じ、国際感覚あふれる人材の育成に努めているほか、アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市や中国浙江省象山県との国際交流、長野県千曲市、宮城県仙台市、宮城県大崎市との地域間交流を行っています。

こうした国内外の地域や人々との交流は、多くの分野で市の活性化を促すことが期待されることから、これらの取り組みの充実を図りながら、国際感覚あふれる人材の育成や市民主体の多様な交流活動の促進、さらには外国人が住みやすく訪れやすい、世界に開かれ、世界と共に生きるまちづくりを進めていく必要があります。

■ 施策の内容

5-6-1 国際感覚あふれる人材の育成

学校教育における外国語教育の充実や小中学生の海外への派遣研修の推進、生涯学習における外国語講座の開催を図り、国際感覚あふれる人材の育成に努めます。

主要事業	国際理解教育事業
	小中学生海外派遣研修事業
	生涯学習振興事業

5-6-2 国際交流の推進

- ① アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市との姉妹都市交流、中国浙江省象山県との友好交流の継続と内容充実に努めます。
- ② 市内に住む外国人との交流機会の提供を図り、身近な国際交流活動を促進します。
- ③ 市民主体の国際交流活動の促進に向け、活動の中心となる国際交流団体、リーダーの育成を図ります。

主要事業	国際交流事業
------	--------

5-6-3 国際化に対応した環境整備

市内に住む外国人や訪れる外国人が生活しやすく行動しやすい、世界に開かれ、世界と共に生きるまちづくりに向け、案内板・刊行物等の外国語併記、市役所窓口をはじめ各公共施設における外国人への対応の充実等に努めます。

主要事業	案内板・刊行物等外国語併記事業
------	-----------------

5-6-4 地域間交流の推進

長野県千曲市、宮城県仙台市、宮城県大崎市、北海道石狩郡当別町との姉妹都市交流の継続と内容充実、市民レベルでの交流の促進に努めるほか、本市の特性や豊富な資源を有効に活用し、他の自治体等との交流活動の展開に努めます。

主要事業	姉妹都市事業
------	--------

■ 成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
姉妹都市児童交流事業参加者数	人	40	40
日韓友好交流事業参加者数	人	40	40
日中交流事業参加者数	人	6	6
市の国内外との交流活動に満足している市民の割合 (※)	%	13.7	15.0
国内外の地域や居住外国人との交流活動をしている市民の割合 (※)	%	6.6	10.0

注) (※) の市民の割合 (実績) は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

第6章 市民と共に歩むうわじま

6-1 人権尊重社会の確立

■施策の方針

すべての人がお互いの人権を尊重し共に生きる社会づくりに向け、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

■現状と課題

お互いの人権を認め合い、尊重し合う共生社会の実現のためには、人権尊重の理念を知識としてだけでなく意識として高めていくとともに、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決に向けた取り組みを進めていくことが重要です。

本市では、人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例等に基づき、人権教育協議会などの関係団体等との連携のもと、同和教育を中核とした人権教育・啓発を積極的に推進してきました。

しかし、地域社会には、いまだにさまざまな人権問題が存在しています。その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな動向や非合理で因習的な意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化などがあげられます。また、国際化・情報化・高齢化等の社会の急激な変化も人権に関わる問題を複雑化させる要因です。

さらに、自分自身に自信や誇りを持つことができなかつたり、他者を受け入れきれずに望ましい人間関係を十分に築くことができなかつたりする人が増えています。

こうした現状を踏まえ、これからは、すべての人に自他の人権を尊重しようとする主体的な態度や行動力を育むことを目指すとともに、自己理解や他者理解を深めさせ、違いを個性として受け止めることのできる感覚を養うことが求められています。

そのためには、成長・発達の可能性を持った子どもと向き合う就学前

教育から学校教育の段階で、基盤となる人権意識を培う必要があります。そして、その段階で培った資質をより定着させるために、家庭や地域、職場等においても、人権意識の高揚を目指した取り組みを充実させることが必要です。

このため、今後は、これまでの取り組みを十分に踏まえ、市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自らの課題として主体的に取り組み、人権尊重の精神を日常生活に生かすことができるよう、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進していくことが必要です。

■施策の内容

6-1-1 人権教育・啓発推進体制の整備

- ① 本市の実情に即した取り組みを総合的に進めるため、人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例に基づき、市の基本計画の策定を図ります。
- ② 市民と行政が一体となった人権教育・啓発を推進するため、人権教育協議会の活動支援、関連団体のネットワーク化を促進するとともに、人権教育指導者の育成、人権行政の担い手としての市職員の資質向上に努めます。

主要事業	人権教育推進体制整備事業
------	--------------

6-1-2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

幼児から高齢者まで、市民一人ひとりの人権意識を一層高めていくため、これまでの取り組みを踏まえて内容・方法等の充実を図りながら、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域、企業など、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

主要事業	市民啓発推進事業
	人権教育推進事業

6-1-3 同和地区内の学習活動等の促進

周辺地域との交流活動を促進するとともに、子ども会・識字学級等の活動を支援するなど、同和地区内における学習活動等の促進に努めます。

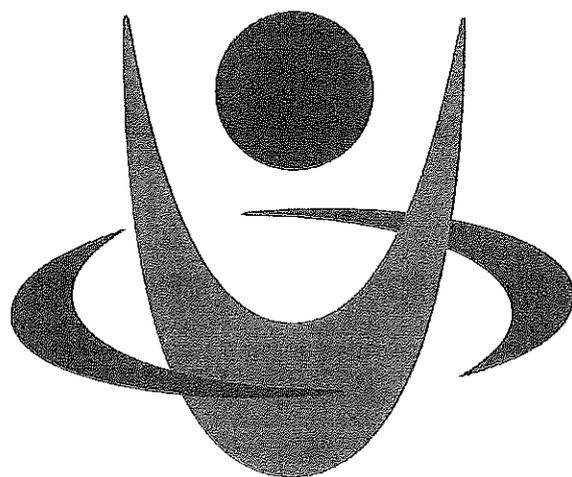
主要事業	人権教育推進事業
------	----------

■成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
人権問題講演会の参加者数	人	2,736	3,000
人権問題講演会の開催回数	回	6	8
人権相談の開催回数	回	25	25
広報等による啓発回数	回	33	36
指導者研修会の開催回数	回	23	35
市の人権教育・啓発に関する取り組みに満足している市民の割合(※)	%	15.5	32.0
地域・職場での人権教育・啓発活動などに参加している市民の割合(※)	%	16.9	34.0

注) (※)の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

平成27年度
教育基本方針



宇和島市教育委員会

平成 27 年 度 宇和島市教育委員会 教 育 基 本 方 針

宇和島市教育委員会は、文化の薫るまちづくりを進めるため、次の事項を基本方針として教育行政の推進に努めます。

- 1 誰もが、いつでも、どこでも主体的に学ぶことができる多様な学習機会の創出や提供に努めるとともに、学習成果を社会に生かすことができる仕組みづくりを推進し、心豊かな生涯学習社会の形成をめざします。
- 2 「うわじま家族宣言」を採択し、学校・家庭・地域社会が連携・協力して、次代を担う青少年の健やかな成長を支援します。
- 3 子どもたちが、安心して伸び伸びと活動できる環境の中で、生きる力をはぐくむ学校教育を推進します。
- 4 地域の貴重な歴史的文化遺産の次世代への継承に努めるとともに、文化芸術振興のための諸活動を推進します。
- 5 市民一人一人がスポーツを健康の糧として生活に取り入れられるよう、2017年えひめ国民体育大会開催を見据えながら、生涯スポーツの環境整備を進めます。
- 6 互いの人権が尊重される社会づくりをめざし、あらゆる差別・偏見を解消するため同和教育を基軸とした人権教育を推進します。
- 7 情報機器やネットワークを活用した多様な教育を行い、高度情報通信社会に対応できる人づくりを推進します。
- 8 新たな教育委員会制度の中で教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築等を図り、より良い教育行政を推進します。

教 育 重 点 施 策

1 学 校 教 育

- (1) 生きる力をはぐくむ教育の推進
 - 家庭との連携による学習・生活習慣の確立
 - 学校の創意工夫を生かした確かな学力の定着と向上
 - 豊かな心をはぐくむ道德教育の充実
- (2) 一人一人を生かす生徒指導の徹底
 - 学校・家庭・地域社会及び関係機関が行動連携する開かれた生徒指導の推進
 - 基本的な生活習慣の育成と個別指導の充実
 - いじめ問題・不登校及び非行の根絶に向けた指導の徹底
- (3) 教職員の資質・能力と指導力の向上
 - 教育専門職としての自覚と使命感の高揚
 - 基礎研修及び校内研修の充実
 - 多様な研修機会の確保
 - 体罰禁止をはじめ教職員の不祥事防止
- (4) 創意ある学校づくりの推進
 - 児童生徒・学校・地域の実態に即した特色ある学校づくり
 - 外部に開かれた信頼される学校づくり
- (5) 健康・安全教育の推進
 - 健康な生活習慣の確立と体力の向上
 - 安全教育の充実による児童生徒の危機対応能力の育成
 - 教職員一人一人の安全管理・危機管理の徹底
 - 教職員のメンタルヘルス対策
- (6) 人権・同和教育の推進
 - 全教育活動を通じた同和教育をはじめとする人権学習の推進
 - 人権・同和教育に関する教材・資料等の研究開発の促進
 - 仲間意識に支えられた集団づくりの推進
- (7) 教育の機会の充実と整備
 - 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
 - 地域の特性を生かした創意あるへき地教育の振興
- (8) 幼稚園教育の振興と充実
 - 地域の実態に即した特色ある幼稚園づくり
 - 生きる力の基礎を培う教育内容の精選と指導方法の充実
 - 幼・保・小の独自性を踏まえたうえでの連携強化
 - 子ども・子育て支援新制度に基づき、より良い幼稚園教育の充実

(9) 教育環境の整備充実

- 小・中学校の適正規模の推進
- 学校施設の耐震化の推進
- 安全・安心な施設・設備の整備充実
- 質の高い教育を可能とする設備、機器の整備充実
- 温もりと安らぎが感じられる施設環境の充実

2 社会教育

(1) 豊かな心を育てる社会教育の推進

- 生涯を通じた学習機会の提供
- 地域と連携した公民館活動の促進
- 防災意識の推進と危機管理意識の向上
- 社会教育関係団体の育成・支援
- 教育機関や地域と連携した学習機会の提供
- 結婚推進による若者の定住化の促進

(2) 地域社会と連携した子どもの健全な育成

- 学校・家庭・地域住民等の連携促進及び教育力の向上
- 家庭教育の充実をめざすための育成・支援
- 健全育成をめざす地域活動の促進
- 補導、相談活動及び体制の充実

(3) 生涯学習推進体制の整備・充実

- 生涯学習推進体制の整備
- 生涯学習関連施設の整備充実
- 情報技術を活用した生涯学習の促進
- 市民に寄与する図書館活動の推進
- 生涯学習社会を支える人づくり
- 特色ある生涯学習事業の展開

(4) 人権・同和教育の推進

- 人権問題の解決に向けた学習内容の創造及び学習機会の拡充
- 公民館、地域、社会教育団体等における人権・同和教育推進体制の確立
- 公民館における学級、講座や諸集會に人権問題を機能的に位置づける

3 文化

(1) 文化財の保存整備・活用

- 宇和島城保存整備の推進
- 町並み保存の推進（岩松地区）
- 吉田のおねりの国無形民俗文化財指定に向けた調査

- 埋蔵文化財の調査・発掘及び啓発
- 文化財の調査・保存・周知・活用、資料の収集と保護意識の啓発
- 博物館の機能・情報提供基盤の整備充実と利用者の拡大
- 無形民俗文化財や行祭事の保存と継承
- 文化財保護ボランティアの支援・育成と連携
- 宇和島伊達400年祭での文化財活用と啓発

(2) 文化芸術の振興

- 質の高い文化芸術鑑賞機会の拡充
- 伝統文化の継承と活性化
- 文化創造活動の活性化促進と成果発表機会の充実
- 市民の自主的な文化芸術活動や地域間交流活動の支援促進
- 文化振興団体・サークルの連携と人材の育成
- 文化拠点施設の整備・活用

4 人権・同和教育

(1) 差別解消への明るい展望をもった人権・同和教育の推進

- 差別解消への行動に結びつく教育内容の創造と実践
- 就学前教育・学校教育・社会教育における一貫した人権・同和教育の推進
- 子ども会活動の充実

(2) 人権・同和教育推進体制の確立

- 人権・同和教育指導者の養成
- 人権教育関係団体等の育成・支援
- 各種研究大会への派遣
- 市職員の共通認識の確立と研修内容の充実

(3) 人権が尊重されるまちづくりの推進

- 市民に対する啓発活動の充実
- 様々な人権課題に対する学習機会の提供
- 同和地区内の学習活動の促進

5 社会体育

(1) スポーツ施設の整備と利用促進

- 各種スポーツ施設の整備充実
- 各種スポーツ施設の管理運営体制の充実
- 学校体育夜間照明社会体育施設の利用促進
- 指定管理者制度の推進

(2) スポーツ団体の育成

- 体育協会やスポーツ少年団などのスポーツ団体育成

- 総合型スポーツクラブの普及支援
- (3) スポーツ活動をサポートする環境づくり
 - スポーツ推進委員の資質の向上と活動助長
 - スポーツ指導者等の育成・確保、協力体制の整備
 - 各種スポーツ大会、スポーツ教室・講習会等の充実

6 学 校 給 食

- (1) 学校給食の充実
 - 食育に沿った学校給食の推進
 - 献立内容の多様化と充実
 - 衛生・安全管理の徹底
 - 地産地消の推進
- (2) 給食施設の整備
 - 学校給食施設・設備の整備充実
 - 各共同調理場との連携強化
 - 自校式調理場との連携強化

7 情 報 教 育

- (1) ネットワークを活用した市民への情報提供の推進
 - 生涯学習情報システムの拡充
 - 博物館情報ネットワークの拡充
 - 図書館ネットワークの拡充
 - スポーツ事業情報システムの拡充
 - 地域安心安全情報共有システムの拡充

うわじま 家族宣言

1 きまり

きまりはね みんなが 楽しく くらすため

2 思いやり

友だちに やさしい言葉 伝えたい

3 礼儀

「ありがとう」 素直に言える 親も子も

4 努力

限界を 自分で決めない 向上心

5 郷土愛

引き継ごう 笑顔と愛と 郷土の文化

宇和島市教育委員会

愛媛県教育振興に関する大綱

～ 愛顔^{えがお}でつなぐ学びの未来 ～

愛媛県では、次のような社会を目指しています。

- ☆ 愛情豊かな地域社会の中で、子どもたちが、時には厳しく指導され、時にはやさしく手を差し伸べられながら、周りに必要とされていることを実感し、幸福感を抱き、夢に向かって伸び伸びと成長しています。
- ☆ 知的好奇心をくすぐる学びの場や地域での様々な体験を通して、子どもや若者が、それぞれの個性を大切にしながら、確かな学力・豊かな心・健やかな体をバランスよく育み、生きる力を身に付けるとともに、社会の中で果たすべき役割や責任を自覚し、変化の激しい世界の中でたくましく挑戦しています。
- ☆ 誰もが、生涯にわたり自分の目標に向かって学習や文化・スポーツ活動に励む機会を得られ、自己の成長と暮らしの充実を実感するとともに、先人から継承されてきた豊かな文化と触れ合い、次世代へ引き継ぎ、そして、新しい愛媛文化を創造しています。

このような社会を実現することにより、若い世代が働くことに生きがいを持ち、安心して子育てができるとともに、県民一人ひとりが、ふるさとに誇りと愛着を持ち、地域課題の解決に果敢に挑むような、活力ある愛媛県を創生します。

愛媛県は、一人ひとりに輝く愛顔があふれる社会を目指して、「愛媛県教育振興に関する大綱」（平成27年度～30年度）を定め、市町や関係団体等と連携しつつ、「挑戦・実行・現場主義・オール愛媛」を基本姿勢として、次の6つの振興方針に基づき、県民の皆様とともに、教育、学術、文化、スポーツの振興に取り組んでまいります。

平成27年5月26日

愛媛県知事 中村 時広

振 興 方 針

- 1 学校・家庭・地域が連携した教育の推進
- 2 安全・安心な教育環境の整備
- 3 未来を拓く子どもたちの育成
- 4 特別支援教育の充実
- 5 人権・同和教育の推進と児童生徒の健全育成
- 6 生涯学習の推進と文化・スポーツの振興

1 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

■在るべき姿

学校、家庭、地域が連携・協働し、社会総がかりで、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援しています。

■課題

近年、都市化や核家族化、個人主義の浸透など、社会情勢の変化による家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、学校はもとより家庭、地域社会が一体となって、全ての子どもたちが夢の実現にチャレンジできるよう、就学環境や就学機会の充実、開かれた学校づくりを進め、魅力ある教育環境を整備していく必要があります。

■目指す方向

社会の変化に対応した教育環境の確保に向け、創意工夫を生かした学校づくりに努めるとともに、家庭や地域の教育力の向上を図り、学校、家庭、地域、企業等が連携・協働して、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。

また、大学や専門学校等との連携のほか、幼稚園、保育所、認定こども園との交流・共同研究や、児童館などの児童福祉施設との連携を図ります。

さらに、私立学校の経営が健全かつ安定的に行われるよう、その自主性を尊重しつつ運営の支援に努めていきます。

2 安全・安心な教育環境の整備

■在るべき姿

子どもたちにとって、安全・安心で、充実した学びの場が確保されています。

■課題

学校内や登下校時に子どもたちが被害者となる事件・事故が発生していることや、自然災害等への対応の必要性等から、安全教育の充実を図るとともに、安全・安心な教育環境を確保していく必要があります。

■目指す方向

家庭や地域と連携して学校安全対策を充実するとともに、学校の耐震化に積極的に取り組むほか、防災士の資格取得などにより教職員の防災意識の高揚や資質向上に努め、子どもたちが安全で安心して学べる教育環境を確保していきます。

また、自然災害や原子力災害に対する防災教育や交通安全教育など学校安全に関する教育を通じて、子どもたちに自らの命は自ら守ろうとする主体的な態度を育成します。

3 未来を拓く子どもたちの育成

■在るべき姿

自信を持って生き生きと勤務する教職員に見守られながら、知・徳・体のバランスがとれ、たくましく生きる力を身に付けた子どもたちが育まれています。

■課題

知・徳・体のバランスのとれた成長は、子どもたちが自ら考え、判断し、行動することのできるたくましい大人に成長するための基礎となるものであり、高度情報化やグローバル化など社会の変化に対応した豊かで多彩な教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域が連携した効果的な教育に取り組んでいく必要があります。

中でも、確かな学力の定着・向上については、児童生徒の学力や学習の状況を把握、分析した上で、より実効性のある取組みを推進していく必要があります。

一方、近年の地域社会における人間関係の希薄化や少子化等の影響が懸念される中、子どもたちの倫理観や社会性、規範意識の向上を図るとともに、外で遊んだりスポーツや地域の文化を楽しんだりするために必要な時間や場所、仲間とのつながりを確保することが求められています。

また、教職員には、様々な教育的課題に適切に対応できる高度な実践的能力や高い倫理観が求められているとともに、安心して働くことができる職場環境を整備していくことが必要となっています。

■目指す方向

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や、家庭との連携による学習・生活習慣の確立により、子どもたちの確かな学力の定着と向上に努めます。

さらに、東・中・南予の豊かな自然や産業特性等を生かした様々な体験活動、郷土愛やグローバルな視野を養う教育を推進するとともに、自他の生命を大切にする心や規範意識などを養う道徳教育をはじめ、情報教育や環境教育、キャリア教育などを充実するほか、読書習慣や食習慣、運動習慣などの望ましい生活習慣を確立し、子どもたちの豊かな人間性や健康・体力など、社会で生きる力を育みます。

また、各種研修の充実等を通じて、教職員一人ひとりの専門的知識・能力や倫理観の向上に努めるとともに、自信を持って教壇に立ち、明るく安心して働くことができる職場づくりを進めます。

4 特別支援教育の充実

■在るべき姿

障害のある子どもたちが一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を受けながら、自立と社会参加に向け、生き生きと学んでいます。

■課題

障害のある子どもたちが地域で安心して学び、その持てる力を最大限に発揮できるように、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えるとともに、自立と社会参加に向けた特別支援教育の一層の充実が求められています。

特に、小・中・高等学校等の通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒への学校現場での対応など、一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな教育が提供できる体制づくりが求められています。

また、共生社会の形成に向け、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムを構築するとともに、一人ひとりの障害の状態等に応じた合理的配慮を提供できる教育環境を整備することが必要です。

■目指す方向

障害のある子どもたちが安心して学ぶことができる学校環境づくりを進めるほか、特別支援教育における教職員の資質向上に取り組みます。また、学校や家庭、地域、関係機関が連携した支援体制を整え、一人ひとりの障害の状態や発達の段階等に応じた指導・支援の充実を図るとともに、早期の段階からキャリア教育を推進し、自立と社会参加を促進します。

さらに、本人・保護者の意向を最大限に尊重しながら、一人ひとりの教育的ニーズに十分対応できるよう、就学前の早い段階から充実した教育相談ができる体制づくりに取り組むとともに、障害のある子どもとない子どもの相互理解の促進や地域住民に対する特別支援教育の啓発に努めます。

5 人権・同和教育の推進と児童生徒の健全育成

■在るべき姿

いじめや差別、児童虐待等について、県民一人ひとりが主体的に考え、互いの人権を尊重して行動しています。

■課題

同和問題をはじめとする様々な人権問題が今なお存在しており、実態に即した的確で効果的な教育・啓発の推進が求められているため、県民の人権尊重の意識を高め、様々な人権問題の解決を目指す教育を、市町教育委員会、学校、関係諸機関等と連携して、広く県民の理解と協力を得ながら総合的に推進する必要があります。

また、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に進めるとともに、社会総がかりで児童虐待や生徒指導上の課題に向き合っていくことが必要です。

■目指す方向

あらゆる差別、偏見を解消するため、教育の中立性を確保しつつ人権・同和教育を進めるとともに、児童生徒が主体的に取り組むいじめの未然防止や、いじめの早期発見と迅速・適切な対応を図る体系的・組織的な取り組みを進めます。

さらに、不登校をはじめ生徒指導上の課題の速やかな解決と防止のため、相談活動や学校を支援する体制を充実させるほか、児童虐待の兆候の察知に努め、福祉・医療・警察など関係機関との連携の下で早期に対応するなど、児童生徒の健全育成に取り組めます。

6 生涯学習の推進と文化・スポーツの振興

■在るべき姿

県民一人ひとりが、生涯にわたって自発的に学び続けたり、身近にスポーツに親しんだり、豊かな文化にふれあうことができ、地域に誇りと愛着を感じています。

■課題

元気なお年寄りが増え、若い世代にも学び直しの必要性を感じる人が増加するなど、生涯学習やスポーツに対する県民ニーズが高まっているため、県民一人ひとりのライフスタイルに応じた様々な機会を創出していく必要があります。

また、人口減少や過疎化の進行に伴う伝統文化の担い手不足や、文化芸術活動を支える基盤の脆弱化が懸念されているほか、歴史的な文化遺産の保存・継承が課題となっており、貴重な愛媛の文化を守り育てていくことが必要です。

■目指す方向

県民が、生涯にわたり学びたいときに学べる学習環境を整えるとともに、その学びの成果を社会に還元できる生涯学習社会の創造と、学びを通じた地域の人々のつながりづくりを目指します。

また、幅広い世代の県民が、文化・芸術・スポーツに気軽に親しめる環境を整えるとともに、トップアスリートの育成や新しい愛媛文化の創造を担う人づくりに取り組むほか、文化財を活用した地域の活性化に努めます。

